

# 施術所・出張業務に 関する手続きについて

令和2年9月  
神戸市保健所医務薬務課

# 【目次】

## I 施術所に関する手続き

### 1. 新たに施術所を開設する場合

- (1) 開設までのながれ . . . . . P.1
- (2) 届出に必要な書類 . . . . . P.2
- (3) 施術所の名称について . . . . . P.2
- (4) 構造設備基準について . . . . . P.3
- (5) 衛生上必要な措置について . . . . . P.3
- (6) 施術所の平面図の例について . . . . . P.4
- (7) 広告に関する規制について . . . . . P.5

### 2. 開設届出事項に変更があった場合

- (1) 届出に必要な書類 . . . . . P.6

### 3. 施術所の休止、廃止、再開の手続きについて . . . . . P.6

## II 出張業務に関する手続き

### 1. 出張業務について

- (1) 開始するとき . . . . . P.7
- (2) 休止、廃止又は再開したとき、  
届出事項に変更があったとき . . . . . P.7

## 【資料（様式集）】

- 1. 施術所開設届
- 2. 施術所開設届出事項変更届
- 3. 施術所休止・廃止・再開届
- 4. 出張業務（開始・休止・廃止・再開）届

### ※略語の説明

- あはき法（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律）
- あはき規（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則）
- 柔整法（柔道整復師法）、柔整規（柔道整復師法施行規則）

## I 施術所に関する手続き

### 1. 新たに施術所を開設する場合

#### (1) 開設までのながれ

時 期	内 容 等	
開設前	保健所医務薬務課へ事前相談 (電話予約をお願いします) Tel078-322-6797 9時～12時、13時～17時	開設届の素案(図面等)を作成し保健所へ ご相談ください。 構造設備が法律上の要件を満たしているか 等を確認します。
開設後 10日以内	「施術所開設届」の提出	事前相談での指導をふまえ、「施術所開設 届」を施術所の所在地の区保健センター管 理係(※)へ提出してください
届出後	現地調査	保健所職員が施術所に出向き、届出内容と 相違がないか等を確認します。

【提出先】※開設される施術所の所在地によって提出先が変わります。

所管区	保健センター	住 所	電 話
東灘区	東灘保健センター 管理係(東灘区役所内)	東灘区住吉東町 5-2-1	078-841-4131
灘区	灘保健センター 管理係(灘区役所内)	灘区桜口町 4-2-1	078-843-7001
中央区	中央保健センター 管理係(中央区役所内)	中央区雲井通 5-1-1	078-232-4411
兵庫区	兵庫保健センター 管理係(兵庫区役所内)	兵庫区荒田町 1-21-1	078-511-2111
北区 (下記以外の地域)	北保健センター 管理係(北区役所内)	北区鈴蘭台北町 1-9-1	078-593-1111
北区 (赤松台, 有野台, 有野町, 有 野中町, 有馬町, 淡河町, 大沢 町, 鹿の子台北町, 鹿の子台南 町, 唐櫃台, 唐櫃六甲台, 京地, 上津台, 菅蒲が丘, 道場町, 長 尾町, 西山, 八多町, 東有野台, 東大池, 藤原台北町, 藤原台中 町, 藤原台南町)	北神保健センター 管理係(北神区役所内)	北区藤原台中町 1-2-1 北神中央ビ ル	078-981-5377
長田区	長田保健センター 管理係(長田区役所内)	長田区北町 3-4-3	078-579-2311
須磨区	須磨保健センター 管理係(須磨区役所内)	須磨区大黒町 4-1-1	078-731-4341
垂水区	垂水保健センター 管理係(垂水区役所内)	垂水区日向 1-5-1	078-708-5151
西区	西保健センター 管理係(西区役所内)	西区玉津町小山字川 端 180-3	078-929-0001

## (2) 届出に必要な書類

施術所を開設したときは、開設後10日以内に「施術所開設届」を提出していただく必要があります。施術所の所在地の区の保健センターへ提出してください。

提出書類		部数	注意事項
施術所開設届		3部	A4サイズで左上をホッチキス止めしてください。
添付書類等	施術者の免許証の写し		A4サイズで添付してください。 原本照合を行いますので、 <u>施術者全員の免許証【原本】</u> をお持ちください。
	施術所の平面図		各室の用途及び寸法、面積、施術用ベッド・機器類の配置、換気装置・窓の位置、手洗い設備、消毒設備の位置等を図示してください。（別紙可）
	付近見取り図		施術所所在地を朱塗りしたうえで、最寄り駅等から位置がわかるもの。

※3部のうち1部（副本）は保健センターで経由印を押してお返ししますので、開設者において保管をお願いします。

※届出受理の際に資格確認を行います。業務に従事する施術者の、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師の免許証の原本をお持ちください。（受付時に確認してお返しします。）

※出張業務開始届出をしている方は、出張業務廃止届を提出してください。

## (3) 施術所の名称について

施術所の名称は、あはき法、柔整法の広告の規制を受けます。

利用者が、あはき法及び柔整法以外（無資格者）の法定外医業類似行為施設と区別できるように、施術の業種を入れるなど、施術所（有資格者の施設）であることがわかる名称としてください。

原則、姓を冠する名称です。そうでない場合は、「名称に関する理由書」が必要です。

なお、次のような名称は、施術所の名称として認められません。

1	医療法、薬事法、その他の法律に抵触する名称 （例） ○○クリニック、○○治療所、○○治療院（○○鍼灸治療院は可） など
2	はり科、きゅう科等、「科」の文字を使用すること （例） ○○はり科、○○きゅう科 など
3	医師法に抵触する名称 （例） 鍼灸医○○、中国鍼医○○ など
4	あはき法及び柔整法で認められていない医業類似行為の名称を使用すること （例） ○○鍼灸整体院（柔整でないもの）、○○エステティックマッサージ院 など

【注意】あはき法に基づく施術所は、柔整法に規定される業務の名称、柔整法に基づく施術所は、あはき法に規定される業務の名称を称することはできません。

#### (4) 構造設備基準について

あはき法第9条の5第1項、あはき法規第25条、および柔整法第20条第1項、柔整規第18条により、施術所には構造設備に関する基準が設けられています。

( \* **太字**は省令で定められている事項。細字は指導事項。 )

- 1 6.6㎡以上の面積を有する専用の施術室があること。
- 2 3.3㎡以上の面積を有する待合室があること。
- 3 施術室は、室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
- 5 施術所は住居、店舗等と構造上及び機能上独立していること。
- 6 施術室内に施術台を2台以上設置する場合には、各々カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。
- 7 施術室、待合室の区画は、固定壁で上下左右完全に仕切られているものであることが望ましい。(防災上、固定されたパーティション等で区画することはやむを得ない)

【注意】原則、施術所内で整体やカイロ等の民間療法などの法定外医業類似行為や、他の業を行うことはできません。また、広告を共有することもできません。

#### (5) 衛生上必要な措置について

あはき法第9条の5第2項、あはき法規第26条および柔整法第20条第2項、柔整規第19条により、衛生上必要な措置が定められています。

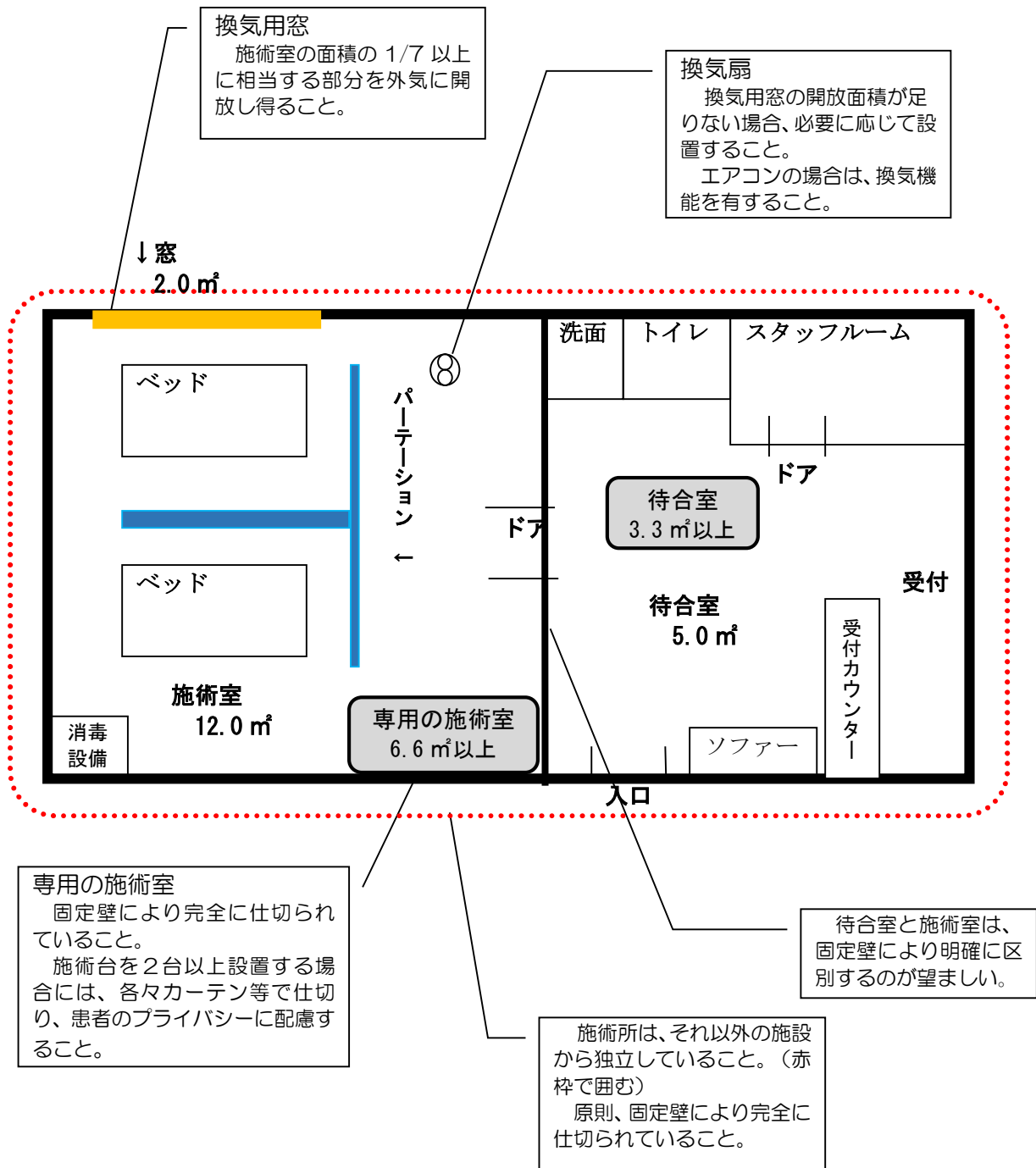
- 1 常に清潔に保つこと。
- 2 採光、照明及び換気を十分にすること。

あはき法第6条により、はり師は、はりを施そうとするときは、はり、手指及び施術の局部を消毒しなければなりません。

また、その他の業務に従事する施術者についても、施術するにあたっては、手指及び施術に用いる器具の洗浄、消毒を徹底してください。

## (6) 施術所の平面図の例について

室名、面積、窓の位置、換気装置の位置、消毒設備の位置、ベッド・機器類の配置、構造等について記載して下さい。



## (7) 広告に関する規制について

広告は、看板、印刷物など、不特定の者の目に触れるものが対象になります。

認められている事項の他は、何人も、いかなる方法によるを問わず、法律で定められた事項以外は広告できません。(あはき法第7条第1項、第2項および柔整法第24条第1項目第2項)

### 広告できる事項（あはき法第7条第1項）

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゆう業）
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日 厚告69）
  - ① もみりょうじ ② やいと、えつ ③ 小児鍼（はり）
  - ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条の二第一項前段の規定による届出をした旨
  - ⑤ 医療保険療養費支給申請ができる旨  
(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
  - ⑥ 予約に基づく施術の実施 ⑦ 休日又は夜間における施術の実施
  - ⑧ 出張による施術の実施 ⑨ 駐車設備に関する事項

### 広告できる事項（柔整法第24条第1項）

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日 厚告70）
  - ① ほねつぎ（又は接骨）
  - ② 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出をした旨
  - ③ 医療保険療養費支給申請ができる旨  
(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
  - ④ 予約に基づく施術の実施 ⑤ 休日又は夜間における施術の実施
  - ⑥ 出張による施術の実施 ⑦ 駐車設備に関する事項

(注意) 広告可能な事項を広告する場合にも、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。

### 《違反の多い広告の例》

「交通事故」「各種保険適用」「料金〇〇円」「適応症（がん、腰痛、肩こり等）」「効能・効果」  
「法以外の医業類似行為（整体・カイロプラクティック、エステティック等）」「むち打ち専門」  
「芸能人、有名人」 など

## 2. 開設届出事項に変更があった場合

### (1) 届出に必要な書類

開設届出事項に変更が生じた場合には、10日以内に「施術所開設届出事項変更届」を提出していただく必要があります。「施術所開設届出事項変更届」を3部作成し、施術所の所在地の区の保健センターへ提出してください。

3部のうち1部(副本)は保健センターで経由印を押してお返ししますので、開設者において保管をお願いします。

なお、開設者の変更、施術所の移転は、廃止・開設の手続きになります。

届出受理の際に資格確認を行います。業務に従事する施術者の、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師の免許証の原本をお持ちください。(受付時に確認してお返しします。)

#### 【必要な手続き】

変更事項	手続き内容	添付書類
施術所の名称 (例)〇〇整骨院⇒△△整骨院	「施術所開設届出事項変更届」 届出日：変更後10日以内  *診療所の名称、構造設備を変更するときは、保健所医務薬務課へ事前相談(電話予約) TEL078-322-6797 9時～12時、13時～17時	不要 *原則、姓を冠すること。そうでない場合は「名称に関する理由書」が必要。
業務の種類 (例)はり⇒はり・きゅう		施術者の免許証の写し *原本照合を行いますので、 <u>施術者の免許証【原本】</u> をお持ちください。
業務に従事する施術者		平面図(変更前・後) *変更箇所の変更前を青枠、変更後を赤枠で囲む
構造設備 (例)間取り変更、ベッド増設		登記事項証明書(写し可) *新旧の記載事項がわかるもの
開設者(法人)の名称、所在地		戸籍謄本、運転免許証など *改姓が確認できる行政機関が発行した書類
開設者(個人)の姓、住所 (例)開設者が改姓、転居		

## 3. 施術所の休止、廃止、再開の手続きについて

施術所を休止、廃止又は再開した場合は、「施術所休止廃止再開届」を提出していただく必要があります。「施術所休止廃止再開届」を3部作成し、施術所の所在地の区の保健センターへ提出してください。

3部のうち1部(副本)は保健センターで経由印を押してお返ししますので、開設者において保管をお願いします。

なお、休止期間は原則1年以内になります。



## Ⅱ 出張業務に関する手続き

### 1. 出張業務について

出張施術業 根拠法令
<p>(出張のみの業務の届出等)</p> <p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律第9条の3</p> <p>専ら出張のみによってその業務に従事する施術者は、その業務を開始したときは、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならない。その業務を休止し、もしくは廃止したとき、又は休止した業務を再開したときも、同様とする。</p>

#### (1) 開始するとき

市内にお住まいの施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）が、専ら出張のみによってその業務に従事する時は、業務開始後10日以内に「出張業務開始届」を提出していただく必要があります。自宅住所の区の保健センターへ提出してください。

提出書類	部数	注意事項
出張業務開始届 【添付書類】 施術者の免許証の写し	3部	免許証はA4サイズで添付してください。 ※原本照合を行いますので、 <u>施術者の免許証【原本】</u> をお持ちください。

※3部のうち1部（副本）は保健センターで経由印を押してお返ししますので、保管をお願いいたします。

※届出受理の際に資格確認を行います。施術者の、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の免許証の原本をお持ちください。（受付時に確認してお返しします。）

※既に施術所を開設されていて、施術所から出張する場合には、出張業務開始届の提出は必要ありません。

#### (2) 休止、廃止又は再開したとき、届出事項に変更があったとき

変更事項等	提出書類等	届出日、届出先
氏名の変更	現行業務の出張業務廃止届 新しい名前での出張業務開始届	届出日：変更した日から10日以内 届出先：自宅住所の区保健センター
住所の変更 (市内引越、地番変更)	現行業務の出張業務廃止届 新しい住所での出張業務開始届	(廃止届) 届出日：廃止した日から10日以内 届出先：旧住所の区保健センター (開始届) 届出日：開始した日から10日以内 届出先：新住所の区保健センター

住所の変更 (市外引越)	出張業務廃止届 *新しい住所地において出張業務を行う場合は、新しい住所地を管轄する保健所等へ出張業務開始届出が必要	(廃止届) 届出日：廃止した日から10日以内 届出先：旧住所の区保健センター
休止、廃止、再開	出張業務休止、廃止、再開届	届出日：休止、廃止、再開日から10日以内 届出先：自宅住所の区保健センター
施術所を開設する場合	出張業務廃止届、施術所開設届 *施術所を開設するときは、保健所医務薬務課へ事前相談 (電話予約) TEL078-322-6797 9時~12時、13時~17時	(廃止届) 届出日：廃止した日から10日以内 届出先：自宅住所の区保健センター (開設届) 届出日：開設した日から10日以内 届出先：開設する施術所の所在地の区保健センター

【問い合わせ先】

神戸市保健所医務薬務課

住所：神戸市中央区加納町6丁目5番1号

電話：078-322-6797 FAX：078-322-5839